

### 所得税法

「所得基本税額条例」改正案を財政部が予告、個人の未上場(店頭公開)株式取引所得を個人の基本所得額に加算、2021年1月1日より施行

「所得基本税額条例」が2006年1月1日より施行されています。その導入後は、個人の所得に対しては「所得税法」に基づく税額計算を行ったうえ、一定の所得水準以上の居住者は所得税法上では免税となる一定の所得等を加算した「基本所得」を計算し、それをベースとした税額計算を別途行い、どちらか大きいほうを納税しなくてはならなくなりました。所得基本税額条例導入当時は証券取引所得に対する所得税が課税停止となっていたため、財政部は未上場(店頭公開)株式を利用したタックスプランニングを防ぐため、個人の未上場(店頭公開)株式の取引所得は、基本所得計算上、加算対象とされていました。その後、「所得税法」が改正され、2013年1月1日より個人の証券取引に所得税が課税されるよう変更されたことに伴い、「所得基本税額条例」において上記の未上場(店頭公開)株式所得の基本所得への加算に関する規定が削除されました。その後、2016年1月1日より個人の証券取引所得に対する課税が再び停止されたものの、「所得基本税額条例」のほうでは未上場(店頭公開)株式所得の基本所得への加算に関する規定が整合をとって復活させられなかったため、財政部は今回の改正案の提出を検討しています。

営利事業者および個人の証券取引所得に対する課税の有無の変遷について図示すると以下のようになります。

営利事業者 :	2006.1.1以前		2006.1.1以後	
所得税法	課税停止		課税停止	
所得基本税額条例	N/A		証券取引所得を基本所得に加算	

  

個人 :	2006.1.1以前	2006.1.1~ 2012.12.31	2013年~2015年	2016.1.1以後
所得税法	課税停止	課税停止	課税	課税停止
所得基本税額条例	NA	未上場(店頭公開)株式所得を加算	基本所得への加算規定を削除	加算規定は削除されたまま

注：未上場(店頭公開)株式とは、上場、店頭公開や新興株式市場への登録を行っていない株式を指す。

PwC 台湾の見解：

上記の改正予告に伴い、株式構成の調整あるいは株式取引(例えば、IPO 前の株式調整)を行うことを検討している企業は、今回の改正による個人株主の税負担への影響について留意が必要です。

**12月決算の営利事業者は9月30日までに2020年度の間申告を行わなくてはならない**

所得税法第67条によれば、営利事業者は毎年9月1日から9月30日までに中間申告を行わなくてはなりません。会計士の税務監査証明を受ける企業は、以下のいずれかの方法を選び手続を行うことができます。

1. 前年度の納付税額の1/2を中間納付金額として納付する。
2. 当該年度開始日から6ヶ月間の実績に基づき上半期の営利事業所得額を試算し、当年度の税率により中間納付税額を計算・納付する。ただし、会計士の税務監査を受けて期限内に申告することが必要。

PwC 台湾の見解：

今年上半期に、新型コロナウイルスによる影響を受けて売上高が激減した営利事業者については、試算額による中間納付のほうが有利であると考えられます。会計士の税務監査を受ける場合、例えば、在庫等資産の棚卸作業等の計画を早めに立てることが望まれます。

## 会社法・証券管理に関する法律

**「拒否権を有する種類株式および閉鎖性会社の定款に関する疑義」に対する経済部解釈通達**

1. 議決権のない株式に拒否権を付与することは可能  
「特定事項に対する拒否権を有する株式」は株主総会後の合理的な期間内に行使できるため(経済部の2019年1月4日付経商字第10702430970号通達を参照)、拒否権付株式の株主は株主総会の決議に参加しなくても当該株主総会後の合理的な期間内に拒否権の行使ができる。性質的には議決権のない株式と抵触しないため、議決権がないものの特定議案に拒否権を有する種類株式の発行は可能である。
2. 閉鎖性会社の新株発行に関する職権は董事会に属する  
2015年7月1日に新設された会社法第356-12条によれば、第1項には閉鎖性株式会社の新株発行の手続が董事会の特別決議によるものと明文規定されている。また、閉鎖性株式会社の株式の取り扱いに柔軟性を持たせるため、第3項には新株発行は第267条(新株の従業員への割り当て義務、既存株主の優先引受権等)を適用しないと定めている。し

たがって、閉鎖性株式会社の新株発行の職権を定款で別途規定できるとの規定はなく、授権資本制度の原則に基づき、新株発行の職権は董事会に属する。会社法第356-12条第1項の「定款に別途規定がある場合を除いて」との規定は、董事会決議の成立要件を定款規定により厳しくできることを指しているのみである。

3. 特殊株主の「特定者に対する新株発行」への拒否権の行使不可  
閉鎖性株式会社の新株発行は董事会の決議事項に該当するため、経済部の2019年1月4日付経商字第10702430970号通達によれば、特殊株主は「特定者に対する新株発行」事項に対し拒否権を行使することはできない。
4. 閉鎖性会社の定款における株式譲渡の範囲規定の制定  
普通株主が「同意なく売却、質入、贈与、担保設定またはその他の処分を行ってはならない」と定款に規定することは、会社法第356-5条に定める株式譲渡において認められた範囲内である。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
<b>パートナー</b>			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
<b>ディレクター</b>			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
<b>シニアマネージャー</b>			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
<b>マネージャー</b>			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
			<a href="http://www.pwc.tw/ja.html">www.pwc.tw/ja.html</a>

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利があります。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.